

入学前の既修得単位の認定について

入学前の既修得単位の認定を希望する場合の規程・手続きは以下のとおりです。

東京工業大学学則

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとして認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

東京工業大学学修規程

第14条 本学則第29条の規定に基づき単位認定を願い出た学生がある場合は、各学院において教育上有益と認めるときは、別に定める授業科目及び単位数を超えない範囲で、かつ、合計60単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、第16条第4項の規定に基づき定められた系所属実施要項の別表に掲げる授業科目のうち、必修科目の認定は行わない。

【教養科目】

申請時期：入学年度の4月上旬。入学2年目以降は申請不可(第二外国語科目のみ入学2年目に申請)

注意事項：

- ①必修科目(「英語第一」「微分積分学第一・演習」等)は単位認定の対象外
- ②認定を受けた科目の成績は、得点ではなく「認定」と記載されるため、系所属の際に用いられる総得点に含められない。ただし、系所属に必要な単位数には含められる。

【専門科目】

申請時期：学科・系所属した年次の4月。学科・系所属2年目以降は申請不可。

【単位の取扱い】

- ①成績については点数表示ではなく「認定」という表示になります。
そのため、GPA及びGPTの算出対象外となります。
- ②認定された科目を再度履修することはできません。

認定できる単位数（上限）は、以下のとおりです。

科目区分	単位数（上限）
文系教養科目（※1）	7 単位以内
英語科目（※2）	4 単位以内
第二外国語科目	4 単位以内
日本語・日本文化科目	1 1 単位以内
ウェルネス科目	3 単位以内
国際意識醸成・広域科目	3 単位以内
理工系教養科目（※3）	8 単位以内
専門科目	3 1 単位以内

（※1）：東工大立志プロジェクト及び教養卒論を除く。

（※2）：英語第一から英語第四まで及び英語第九を除く。

（※3）：必修科目を除く。